

業務連絡

2022年3月7日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.17

2022年3月7日、新大阪日之出会議室において「申」第19号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「東海労組合員に対する二度目の出向命令取消し」に関する緊急申し入れ

会社は、4名の東海労組合員に対して昨年10月1日から予定していた(株)スリーエスへの出向を事前通知発令直前の9月16日に突然取消した。

そして今回、その内の1名の組合員に対して、前回の(株)スリーエスの出向取消しの説明も謝罪もなく1月17日から大阪運輸(株)に再び出向を命じた。

ところが会社は、1月13日に、突如として出向先である大阪運輸(株)から「出向の受け入れができない旨の連絡があった」として、出向取消しを命じたのである。

再び出向を取り消された組合員は、精神的な苦痛を受け、その家族の心労も計り知れない。ここに断固抗議すると共に、当該組合員に対して、正式な謝罪を要求する。さらに、三度このような事態が起きないように下記の通り申入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 当該組合員と家族に対して謝罪し慰謝料を支払うこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

2. 当該組合員に「54歳原則出向」を命じた根拠を明らかにすること。

【会社回答】

当該社員を含む新幹線乗務員に関しては、今年度、足元の運転本数の減や、中長期的な要員需給状況及び54歳以降は、原則出向という基本原則を踏まえて、54歳以上の全ての乗務員が出向することとしていることは、業務委員会等でご説明してきたところである。

3. 出向命令の取消し理由が出向会社にあるとすれば、出向会社による契約の不履行に当たると考えるが、会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

明らかにする考えはない。

4. 当該組合員の精神的な苦痛やご家族の心労に対して、大阪運輸(株)に対して慰謝料を請求すること。

【会社回答】

1 項目目の回答と同じ

そのような考えはない。

5. 本人の同意のない出向は行わないこと。

【会社回答】

人事異動については、業務上の必要性に基づき、本人の適性・能力及び希望等を勘案して決定する。

6. (株)スリーエス、大阪運輸(株)の出向取消しにより組合は、組合員の移動手続きや金融機関への名義変更等で多大な損害を被った。よって、その損失を補填すること。

【会社回答】

1 項目目の回答と同じ

そのような考えはない。

以 上

【若干のやり取り】

(組合) 会社 (JR) として今回、大阪運輸が出向を断ってきたことは、出向制度に関して歪みが出るというか影響が出るのではないか？会社が責任をもってと言いながら何回も出向先会社から簡単に断れるような出向だ。

(会社) 影響はない。中長期的視野で見ているから、必要性に基づき中長期的な要員需給に踏まえてやっているし、出向に関して変わることはない。

(組合) 今回、大阪運輸(株)が断ってきたことに対して、会社は (JR 東海) 「この野郎！断りやがって！」という気持ちにならなかったのか。

(会社) . . .

(組合) 断ってきたということは理由があるはずだ。

(会社) 以前も話したように、Mさんが見学会に行かれた見学会の内容によってである。

(組合) 1月12日の時点でわかっていた話か。

(会社) 12日見学会があって、13日に伝えているからその間である。12日の24時までとかは、わからない。

(組合) 出向取消し (二回) で本人は精神的に参っていて、業務が手につかない、平常心で業務できないと運転科長に乗務降ろしてくれと直訴したが、聞いてもらえなく、乗務してミスしてしまった。

(会社) ご病気だったんですか。

(組合) 精神的に参っていた。

(会社) 精神的に不安定という申告のみでは会社としてどうこうすることはできない。

(組合) 会社は事故の原因が基本動作をやらなかったとして片付けているが、真の原

因を究明すると、二回の矢継ぎ早に起こった出向取消しという精神的な要因があったからだ。

(会社) 業務に支障があるようなら診断書を取って休んで下さい。

(組合) そこは、本人の申告通り会社が配慮（休まず）すれば済む話した。